

令和7年知立市議会12月定例会付議案件一覧表

(議会資料)

令和7年11月25日

議案番号	報告第13号
議案名	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
概要	<p>1 損害賠償の額 金132,770円</p> <p>2 事故の概要 (1) 発生日時 令和7年9月25日 午後2時00分頃 (2) 発生場所 知立市逢妻町丸坪28番地20地先 市道上 (3) 経過 土木課職員が、市の管理する道路上で草刈作業を行っていたところ、使用していた草刈機の刃が小石を跳ね飛ばし、作業箇所横を通過していた相手方車両の左後部座席ドアガラスに当たり、これを損傷させたもの。</p> <p>3 相手方の損害の程度 車両（トヨタ ヴォクシー）の左後部座席ドアガラスの損傷</p> <p>4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント</p> <p>5 専決年月日 令和7年10月9日</p>
議案番号	諮問第2号
議案名	人権擁護委員候補者の推薦について
概要	人権擁護委員の任期満了（令和8年3月31日）に伴うもの 野々山 統理子 氏の推薦
議案番号	諮問第3号
議案名	人権擁護委員候補者の推薦について
概要	人権擁護委員の任期満了（令和8年3月31日）に伴うもの 杉浦 寿美子 氏の推薦
議案番号	諮問第4号
議案名	人権擁護委員候補者の推薦について
概要	人権擁護委員の任期満了（令和8年3月31日）に伴うもの 鈴木 賢治 氏の推薦

議案番号	議案第58号
議案名	知立市事務分掌条例及び知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の一部を改正する条例
概要	<p>行政組織の一部を改組するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 知立市事務分掌条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 「危機管理局」を「市民協働部」に、「福祉子ども部」を「福祉こども部」に、「市民部」を「産業環境部」に名称変更する。</p> <p>イ 「市民活動の推進」及び「人権及び男女共同参画」に関する事項 企画部→ 市民協働部</p> <p>ウ 「企業立地の推進」に関する事項 企画部→産業環境部</p> <p>エ 「戸籍及び住民基本台帳」及び「市民相談」に関する事項 市民部→総務部</p> <p>オ 「観光」に関する事項 市民部→市民協働部</p> <p>カ 「土地改良」に関する事項 建設部→産業環境部</p> <p>キ 企画部に「まちづくり」に関する事項を追加する。</p> <p>ク 福祉こども部に「こども家庭相談」に関する事項を追加する。</p> <p>ケ その他所要の規定の整備を行うもの</p> <p>(2) 知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>教育委員会が所掌している放課後子ども教室事業の事務を市長部局に移管することに伴い、公の施設である知立市来迎寺小学校放課後子ども教室の管理等について定める知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の規定中「教育委員会」を「市長」に改めるもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>

議案番号	議案第59号
議案名	知立市基金条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>資金を積み立てる基金に知立市産業振興基金を加えるもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>

議案番号	議案第60号								
議案名	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例								
概要	<p>令和7年の人事院勧告に鑑み、知立市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の議員報酬及び期末手当の額を改正するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 第1条による改正</p> <p>令和7年12月の期末手当の支給月数 1. 725月→1.775月 (+0.05月)</p> <p>(2) 第2条による改正</p> <p>ア 議長、副議長、委員長及び議員の議員報酬月額</p> <table> <tr><td>議長</td><td>502,000円→516,000円</td></tr> <tr><td>副議長</td><td>432,000円→444,000円</td></tr> <tr><td>委員長</td><td>422,000円→434,000円</td></tr> <tr><td>議員</td><td>410,000円→421,000円</td></tr> </table> <p>イ 令和8年6月及び12月の期末手当の支給月数 6月 1.725月→1.75月 (+0.025月) 12月 1.775月→1.75月 (△0.025月)</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日（令和7年4月1日適用）（第1条関係） (2) 令和8年4月1日（第2条関係）</p>	議長	502,000円→516,000円	副議長	432,000円→444,000円	委員長	422,000円→434,000円	議員	410,000円→421,000円
議長	502,000円→516,000円								
副議長	432,000円→444,000円								
委員長	422,000円→434,000円								
議員	410,000円→421,000円								

議案番号	議案第61号						
議案名	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例						
概要	<p>令和7年的人事院勧告に鑑み、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額を改正するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 第1条による改正 令和7年12月の期末手当の支給月数 1.725月→1.775月(+0.05月)</p> <p>(2) 第2条による改正 ア 特別職の給料月額</p> <table> <tr> <td>市長</td> <td>944,000円→970,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>783,000円→805,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>709,000円→729,000円</td> </tr> </table> <p>イ 令和8年6月及び12月の期末手当の支給月数 6月 1.725月→1.75月(+0.025月) 12月 1.775月→1.75月(△0.025月)</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日（令和7年4月1日適用）（第1条関係） (2) 令和8年4月1日（第2条関係）</p>	市長	944,000円→970,000円	副市長	783,000円→805,000円	教育長	709,000円→729,000円
市長	944,000円→970,000円						
副市長	783,000円→805,000円						
教育長	709,000円→729,000円						

議案番号	議案第62号																						
議案名	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例																						
	令和7年の人事院勧告に鑑み、職員の給料、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改正するもの																						
	1 改正内容																						
	(1) 第1条による改正																						
	ア 宿日直手当の引上げ																						
	イ 期末手当の支給割合の引上げ																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支給時期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和7年6月</td><td>1.25月分</td><td>1.25月分</td></tr> <tr> <td>以外の職員</td><td>令和7年12月</td><td>1.25月分</td><td>1.275月分 (+0.025月分)</td></tr> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和7年6月</td><td>0.7月分</td><td>0.7月分</td></tr> <tr> <td></td><td>令和7年12月</td><td>0.7月分</td><td>0.725月分 (+0.025月分)</td></tr> </tbody> </table>				支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和7年6月	1.25月分	1.25月分	以外の職員	令和7年12月	1.25月分	1.275月分 (+0.025月分)	再任用職員	令和7年6月	0.7月分	0.7月分		令和7年12月	0.7月分	0.725月分 (+0.025月分)
	支給時期	改正前	改正後																				
再任用職員	令和7年6月	1.25月分	1.25月分																				
以外の職員	令和7年12月	1.25月分	1.275月分 (+0.025月分)																				
再任用職員	令和7年6月	0.7月分	0.7月分																				
	令和7年12月	0.7月分	0.725月分 (+0.025月分)																				
	ウ 勤勉手当の支給割合の引上げ																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支給時期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和7年6月</td><td>1.05月分</td><td>1.05月分</td></tr> <tr> <td>以外の職員</td><td>令和7年12月</td><td>1.05月分</td><td>1.075月分 (+0.025月分)</td></tr> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和7年6月</td><td>0.5月分</td><td>0.5月分</td></tr> <tr> <td></td><td>令和7年12月</td><td>0.5月分</td><td>0.525月分 (+0.025月分)</td></tr> </tbody> </table>				支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和7年6月	1.05月分	1.05月分	以外の職員	令和7年12月	1.05月分	1.075月分 (+0.025月分)	再任用職員	令和7年6月	0.5月分	0.5月分		令和7年12月	0.5月分	0.525月分 (+0.025月分)
	支給時期	改正前	改正後																				
再任用職員	令和7年6月	1.05月分	1.05月分																				
以外の職員	令和7年12月	1.05月分	1.075月分 (+0.025月分)																				
再任用職員	令和7年6月	0.5月分	0.5月分																				
	令和7年12月	0.5月分	0.525月分 (+0.025月分)																				
	エ 給料月額の引上げ (平均改定率 +3.3%)																						
	(2) 第2条による改正																						
	ア 期末手当の支給割合の平準化																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支給時期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和8年6月</td><td>1.25月分</td><td>1.2625月分 (+0.0125月分)</td></tr> <tr> <td>以外の職員</td><td>令和8年12月</td><td>1.275月分</td><td>1.2625月分 (△0.0125月分)</td></tr> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和8年6月</td><td>0.7月分</td><td>0.7125月分 (+0.0125月分)</td></tr> <tr> <td></td><td>令和8年12月</td><td>0.725月分</td><td>0.7125月分 (△0.0125月分)</td></tr> </tbody> </table>				支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和8年6月	1.25月分	1.2625月分 (+0.0125月分)	以外の職員	令和8年12月	1.275月分	1.2625月分 (△0.0125月分)	再任用職員	令和8年6月	0.7月分	0.7125月分 (+0.0125月分)		令和8年12月	0.725月分	0.7125月分 (△0.0125月分)
	支給時期	改正前	改正後																				
再任用職員	令和8年6月	1.25月分	1.2625月分 (+0.0125月分)																				
以外の職員	令和8年12月	1.275月分	1.2625月分 (△0.0125月分)																				
再任用職員	令和8年6月	0.7月分	0.7125月分 (+0.0125月分)																				
	令和8年12月	0.725月分	0.7125月分 (△0.0125月分)																				
	イ 勤勉手当の支給割合の平準化																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支給時期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和8年6月</td><td>1.05月分</td><td>1.0625月分 (+0.0125月分)</td></tr> <tr> <td>以外の職員</td><td>令和8年12月</td><td>1.075月分</td><td>1.0625月分 (△0.0125月分)</td></tr> <tr> <td>再任用職員</td><td>令和8年6月</td><td>0.5月分</td><td>0.5125月分 (+0.0125月分)</td></tr> <tr> <td></td><td>令和8年12月</td><td>0.525月分</td><td>0.5125月分 (△0.0125月分)</td></tr> </tbody> </table>				支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和8年6月	1.05月分	1.0625月分 (+0.0125月分)	以外の職員	令和8年12月	1.075月分	1.0625月分 (△0.0125月分)	再任用職員	令和8年6月	0.5月分	0.5125月分 (+0.0125月分)		令和8年12月	0.525月分	0.5125月分 (△0.0125月分)
	支給時期	改正前	改正後																				
再任用職員	令和8年6月	1.05月分	1.0625月分 (+0.0125月分)																				
以外の職員	令和8年12月	1.075月分	1.0625月分 (△0.0125月分)																				
再任用職員	令和8年6月	0.5月分	0.5125月分 (+0.0125月分)																				
	令和8年12月	0.525月分	0.5125月分 (△0.0125月分)																				
	2 施行期日																						
	(1) 第1条による改正 公布の日 (令和7年4月1日から適用)																						
	(2) 第2条による改正 令和8年4月1日																						

議案番号	議案第63号										
議案名	知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例										
	令和7年の人事院勧告に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を引き上げるもの										
概要											
1 改正内容											
(1) 第1条による改正											
ア 期末手当の支給割合の引上げ											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年10月</td> <td>1.25月分</td> <td>1.25月分</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月</td> <td>1.25月分</td> <td>1.275月分 (+0.025月分)</td> </tr> </tbody> </table>			支給時期	改正前	改正後	令和7年10月	1.25月分	1.25月分	令和8年4月	1.25月分	1.275月分 (+0.025月分)
支給時期	改正前	改正後									
令和7年10月	1.25月分	1.25月分									
令和8年4月	1.25月分	1.275月分 (+0.025月分)									
イ 勤勉手当の支給割合の引上げ											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年10月</td> <td>1.05月分</td> <td>1.05月分</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月</td> <td>1.05月分</td> <td>1.075月分 (+0.025月分)</td> </tr> </tbody> </table>			支給時期	改正前	改正後	令和7年10月	1.05月分	1.05月分	令和8年4月	1.05月分	1.075月分 (+0.025月分)
支給時期	改正前	改正後									
令和7年10月	1.05月分	1.05月分									
令和8年4月	1.05月分	1.075月分 (+0.025月分)									
(2) 第2条による改正											
ア 期末手当の支給割合の平準化											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年10月</td> <td>1.25月分</td> <td>1.2625月分 (+0.0125月分)</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月</td> <td>1.275月分</td> <td>1.2625月分 (△0.0125月分)</td> </tr> </tbody> </table>			支給時期	改正前	改正後	令和8年10月	1.25月分	1.2625月分 (+0.0125月分)	令和9年4月	1.275月分	1.2625月分 (△0.0125月分)
支給時期	改正前	改正後									
令和8年10月	1.25月分	1.2625月分 (+0.0125月分)									
令和9年4月	1.275月分	1.2625月分 (△0.0125月分)									
イ 勤勉手当の支給割合の平準化											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給時期</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年10月</td> <td>1.05月分</td> <td>1.0625月分 (+0.0125月分)</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月</td> <td>1.075月分</td> <td>1.0625月分 (△0.0125月分)</td> </tr> </tbody> </table>			支給時期	改正前	改正後	令和8年10月	1.05月分	1.0625月分 (+0.0125月分)	令和9年4月	1.075月分	1.0625月分 (△0.0125月分)
支給時期	改正前	改正後									
令和8年10月	1.05月分	1.0625月分 (+0.0125月分)									
令和9年4月	1.075月分	1.0625月分 (△0.0125月分)									
2 施行期日											
(1) 第1条による改正 公布の日											
(2) 第2条による改正 令和8年5月1日											

議案番号	議案第64号
議案名	知立市職員旅費条例の一部を改正する条例
概要	<p>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に準じて、所要の改正を行うもの</p> <p>1 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅費の支給対象の手続の簡素化等 <ul style="list-style-type: none"> ア 出張について自宅からの出発による旅費計算ができるようとするもの イ 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者（旅行代理店等）に対し、旅費に相当する金額を直接支払うことができるようとするもの (2) 旅費種目及び内容の見直し <ul style="list-style-type: none"> ア 旅行雑費を廃止し、出張に係る旅費について実費支給とするもの イ 定額支給であった宿泊費を上限付き実費支給とするもの ウ 食卓料を廃止し、宿泊手当を新たに設けるもの (3) その他所要の規定の整備を行うもの <p>2 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>
議案番号	議案第65号
議案名	知立市税条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人市民税のうち法人税割部分の超過課税について、その適用期限を令和18年3月30日まで10年間延長するもの (2) 超過課税の対象となる法人の要件を、資本金等の額が1億円を超えるものから、資本金等の額が1億円を超え法人税額が1,000万円を超えるものとするもの <p>2 施行期日</p> <p>令和8年3月31日</p>

議案番号	議案第66号
議案名	知立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
概要	<p>生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付である「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」の創設に伴うもの</p> <p>1 制定内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定により、市町村は、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため、これらの基準を定めるもの</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
議案番号	議案第67号
議案名	知立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
概要	<p>乳児等通園支援事業の創設に伴うもの</p> <p>1 制定内容 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、市町村は、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めることとされたため、これらの基準を定めるもの</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>
議案番号	議案第68号
議案名	知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容 乳児等通園支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

議案番号	議案第69号
議案名	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
概要	<p>1 改正内容 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
議案番号	議案第70号
議案名	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
概要	<p>1 改正内容 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
議案番号	議案第71号
議案名	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容 乳児等通園支援事業の利用料の徴収等に関し、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

議案番号	議案第72号
議案名	知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容 水道事業の財政状況改善のため水道料金の額の引き上げを行うものほか、所要の規定の整備を行うもの</p> <p>(1) 料金改定率 15.0%</p> <p>(2) 料金改定時期 令和8年7月1日以後に使用した水量から適用</p> <p>(3) 料金体系 基本料金は一律20.0%の上昇率、従量料金は平均13.2%の上昇率</p> <p>(4) 経過措置 施行期日より前から継続して給水を受けている場合は、同日以後の最初の検針にかかる料金は旧料金を適用する</p> <p>2 施行期日 令和8年7月1日</p>
議案番号	議案第73号
議案名	知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について
概要	<p>知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者として、次のように指定するもの</p> <p>1 指定管理者 知立市西丘町西丘33番地2 西丘町内会 西丘町区長 益田 雄二</p> <p>2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
議案番号	議案第74号
議案名	知立市有料駐車場の指定管理者の指定について
概要	<p>知立市有料駐車場の指定管理者として、次のように指定するもの</p> <p>1 指定管理者 名古屋市中区栄三丁目31番12号 大成株式会社 代表取締役社長 加藤憲博</p> <p>2 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>

議案番号	議案第75号
議案名	令和7年度知立市一般会計補正予算（第3号）
概要	<p>1 今回補正額 976, 988千円（補正後総額 28,747,084千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「令和7年度12月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第76号
議案名	令和7年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
概要	<p>1 今回補正額 822千円（補正後総額 5,374,071千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「令和7年度12月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第77号
議案名	令和7年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）
概要	<p>1 今回補正額 2,231千円（補正後総額 4,554,147千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「令和7年度12月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第78号
議案名	令和7年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）
概要	<p>1 今回補正額</p> <p>(1) 収益的支出 5,194千円（補正後総額 1,457,194千円）</p> <p>(2) 資本的支出 286,718千円（補正後総額 1,758,718千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「令和7年度12月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第79号
議案名	令和7年度知立市下水道事業会計補正予算（第1号）
概要	<p>1 今回補正額</p> <p>(1) 収益的支出 △1,728千円（補正後総額 1,325,672千円）</p> <p>(2) 資本的支出 5,230千円（補正後総額 2,275,130千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「令和7年度12月補正予算概要」参照</p>